

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成18年11月28日（火）午後1時30分から午後4時10分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

浅谷 友一郎	遠藤 香枝子	遠藤 恵子	岡崎 智政
亀井 基子	菊池 武剋	佐久間 敬子	鈴木 ハツヨ
高橋 光雄	高森 高德	千葉 真弓	戸島 恵美子
成田 喜達	師 研也		

(2) 事務局

佐藤信昭事務局長	浅倉信次首席家裁調査官	柳田泰道首席書記官
菊地努事務局次長	清野武総務課長	平塚秀喜総務課課長補佐

4 議事

（以下、■は委員長，▲は委員，△は事務局の発言）

(1) 前回開催の委員会以降の広報活動等について

ア 広報活動

△ 前回開催以降、次のような広報活動を実施した。

(ア) 平成18年5月から庁舎1階待合いコーナーに上杉山通小学校の児童が描いた絵を展示し、平成18年11月からは南小泉小学校の協力を得て同校の児童が描いた絵を展示した。

なお、絵画を返却する際には、絵画を描いた児童全員に家裁所長から感謝状を贈った。

(イ) 10月の法の日週間に例年どおり各種の広報行事を行った。

3日に、成年後見制度についての寸劇と手続説明会を行い、成年後見制度の周知活動を行った。当日は地域包括支援センターの担当者など多くの方が訪れたが、終了後のアンケートによると、質問に対する説明が分かりやすかったと回答する人や、職員の演技を好意的に評価した人が多く、おおむね好評だった。

また、5日に、法務局、検察庁及び弁護士会の協力を得て無料法律相談を開催し、多くの相談者が訪れた。

イ 提言に対する取組

△ 前回の家裁委員会で、調停室前の廊下等の照明が明るすぎて裁判所を訪れた人が落ち着かないのではないかと意見があったので、早速、5階調停室前廊下の蛍光灯をオレンジ色の白熱電灯色に切り替えた。

(2) 家事調停官について

△ この度、10月1日付けで当庁に家事調停官が1人採用された。前回の家裁委員会で委員から裁判官の繁忙状況を少しでも緩和し、調停事件のより迅速かつ適

正な処理を図るために、家事調停官の配置を検討してはどうかという趣旨の提案があったが、ようやく当庁でも実現することができた。家事調停官は仙台弁護士会所属の弁護士で週1日勤務を行っており、身分は非常勤の裁判所職員、任期は2年となっている。

- ▲ 家事調停官の事務分担及び勤務日はどうなっているのか。
- △ 家事調停を担当し、勤務日は水曜日である。
- ▲ 補足して説明すると、遺産分割調停事件の第1回期日分とその他の調停事件の10分の1を担当してもらっている。遺産分割調停事件については、当庁では第1回期日を重視しており、争点を整理することになっている。これを家事調停官に担当してもらっているが、的確に争点等を整理していただいている。
- ▲ 第2回以降の期日はどうなるのか。
- ▲ 争点を整理した結果は調書に記載され、第2回以降は事務分配上の裁判官に配てんされることになる。
- ▲ それであれば、いわゆる裁判官が代わるようなものであるので、あらかじめ当事者に説明しておいた方が理解が得やすいのではないか。
- 大変参考となる意見をいただいた。

(3) テーマ「家事調停」について

- 「家事調停」については、前回からの継続協議になっているが、今回は、調停委員の調停技術、知識、コミュニケーション及び家事調停の充実等について協議をしていただきたい。

なお、調停委員の人材確保及び調停委員の研修・研さんの実情については前回説明したが、要点を再度事務局から説明させることとする。

- △ 調停委員の任命については、最高裁判所規則である「民事調停委員及び家事調停委員規則」第1条で、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識、経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で人格識見の高い40歳以上70歳未満のものの中から最高裁判所が任命すると定められているが、最高裁判所が家事調停委員を任命するに当たっては、各家庭裁判所が家事調停委員として相当と認める者を最高裁判所に上申するよう求められている。

そこで当庁では、所長がこの上申をするに当たり、所長、裁判官等で構成される家事調停委員選考委員会を設け、提出された履歴書等について書類選考を行った上、適格と認めた者に対して面接選考を実施している。その結果、選考委員会で調停委員としてふさわしいと判断した者について、所長が最高裁判所に任命の上申を行っている。

調停委員候補者の人材確保については、紛争の解決に有用な専門的知識、経験を有する人材を確保するために、弁護士会、司法書士会、行政書士会、税理士会、民生委員・児童委員協議会、商工会議所、大学等公的、準公的機関、各専門資格保有者の協会等に推薦を依頼し、推薦された人を対象に選考を行っている。

次に、調停委員の研修、研さんについてであるが、調停委員に対して、調停制度について理解させた上で、調停委員として果たすべき役割や基本的な心構えの習得、

家事調停は当事者双方の話をよく聴き、公正中立の立場から助言するものであるという基本的な姿勢について周知を図るため研修を実施している。また、家事調停委員として調停運営を担うために必要な知識、能力を習得させるための実務的な演習の実施、当事者心理を理解した上での面接技法の習得、民法、人事訴訟法、児童虐待の防止等に関する法律等、家事調停に密接に関係した周辺領域の法律に関する基礎知識の習得のための研修や研究会も行っている。

さらに、当庁では調停委員独自の勉強会も盛んに行われており、調停事件進行の在り方等について、裁判官や書記官、調査官と一緒に改善策の検討会も定期的に行っている。

- 協議は、「調停委員の選任方法、研修について」、「調停委員の執務について」、「その他、家事調停制度」の3つの小テーマに分けて順次進めていきたいと思っている。意見等を伺いたい。
- ▲ 前回は質問したが、中にはDV、ジェンダー等に関する知識が十分でなく、意識が欠けている調停委員がいるという話を当事者から聞くことがある。また、研修を受けていない調停委員も相当数いるのではないかと思われる。DV等に関する研修等は充実しているのか。
- △ DV、ジェンダー等の重要性については、裁判所も十分認識しており、ここ数年重点的に各種研修で取り上げている。今後も引き続き意識高揚のために力を入れていきたい。
- 官側で行っている研修のほか、当庁では調停委員との意見交換会等も含め、調停委員による自主的な勉強会が盛んに行われているのが実情である。この自主的な勉強会でもDVに関する理解を深めるため、来月13日に関係する三つの施設を訪問し、担当者から話を聞くという企画が予定されていると聞いている。また、研修や勉強会には調停委員全員が参加することは難しいが、裁判官も含めチームで調停を行っているので、研修等に参加できなかった調停委員の相方の調停委員には研修等に参加した調停委員を充てるなど配慮している。
- ▲ 子の監護については深刻な対立があると聞いているが、調停委員の選任に当たって、争点对応型というか専門の調停委員を設けてはどうかと思う。例えば、離婚、面接交渉事件で調停成立の経験のある人を追跡調査し、その人が調停委員としての一般的な任命要件を充たしていれば、調停委員として選任し、このような事案について担当してもらおうというのはどうか。経験のある人の方が争点も把握しやすく、解決案を導きやすいのではないかと思う。
- 新しい発想であり、参考にしたい。
- ▲ 調停委員も得意な分野と不得意な分野があるだろうと思う。調停委員の指定についてはどうなっているのか。
- 担当の家事審判官（裁判官）と家事調停官が指定している。家事審判官等にはいろいろな情報が寄せられているので、それらをベースにして、得意な分野の調停委員を指名している。例えば、遺産分割で評価が争点になっていれば評価に詳しい人、難しい事案であれば都合が付く弁護士にお願いすることもある。
- ▲ 面接交渉の調停で、専門的な調停委員がいればと感じることがままある。また、

得意、不得意ということについては、専門性を重視するということだと思うが、調停の場合は、まず、当事者との信頼関係を築いて話をしていくことが前提となる。

- ▲ 本庁の調停委員は何人いるのか。
- 99人である。
- ▲ 定員はあるのか。
- 事件数を考慮して最高裁に上申している。
- ▲ 任期は2年ということだが、再任はどうなっているのか。
- 再任は妨げないが、年齢、本来の仕事が繁忙、健康状態、担当した件数等で問題がある場合は再任されないこともある。
- ▲ 調停委員の任命について、どうして70歳で切ってしまうのか。70歳を過ぎてももっと活躍できる人が多いのではないか。
- 全く例外を認めないわけではなく、70歳を過ぎた調停委員もいる。
- ▲ 私も先の意見に賛成である。40歳や50歳では他人のことを考える余裕がないのではないかと思う。
- ▲ ある程度年齢を重ね、経験を積んだ人の方が安心して調停を任せることができるのではないかと思う。
- ▲ 50代の人に調停委員をお願いするには、多くの人は働いているので、職場の理解が必要である。裁判所から職場に依頼することも必要ではないか。
- ▲ 裁判所から企業に調停委員の要請があれば、企業としては業務の遂行が重要なので、企業として中心的でない人を候補者として出すと思う。「肩書き」とか「箔が付く」よう、裁判所としてお墨付きを出してくれれば、研さんを積みせるということでも出してもらえらると思うがどうか。
- 「肩書き」が目的という方は避けたい。あくまで困っている人の力になる人に活躍していただきたいと思っている。
- ▲ 調停委員というものを十分に認知してもらわないと、会社を休んでまで調停には行かないと思う。やはり、権威というものが必要になるのではないか。また、若い人の離婚については、若い人から話を聞いてもらう必要があると思う。そこで若い人も必要になるが、若い人は調停委員などというものになろうとする者はいないと思う。余り堅苦しくない、なんとかメイツとか調停委員補助というようなものであればなる人もいると思う。
- ▲ 団塊の世代の人は新たに資格を取ろうとか、自分の経験を踏まえて若い人のために役に立ちたいと思っている人が多いと思う。そこで、このような人に機会を与えてもよいのではないかと思う。
- ▲ 調停委員の報酬はどうなっているのか。
- △ 調停委員選考の面接の際もボランティアでお願いすることになると断っているが、激務の割には少なく、おおよそ午前中だけの勤務であれば1万円に欠ける額、1日勤務であれば1万5000円程度である。
- ▲ 40歳から44歳までの調停委員が0人ということであるが、確かにこの年代の人は忙しいこともあると思うが、人生経験もないので他人に向かって説教した

くないとか、自信を持って言えないということだと思う。しかし、この年代の人に調停委員をやってもらうことは社会的に意義があることなので、「あなた方がやらなければ困る。」というような働きかけが必要であると思う。

▲ 午前中の勤務だけで報酬が1万円弱というのは、他の委員に比べれば安いのではないかと。調停委員にはボランティアをお願いし、社会奉仕をしてもらうのだから、その精神を明確にするという趣旨でもっと報酬を下げてよいと思う。調停委員の職業化又は専門化にはマイナスの面がある。社会奉仕ということを強調すべきである。私は昭和36年から約40年、調停委員をした経験があるが、任命された当時は、調停委員控室にはほのぼのとしたものがあって、調停委員同士が自然に話し合える雰囲気があったが、現在ではそれがなくなり、職業意識や専門性が進んだと思う。

▲ 報酬がそんなに高いとは思わなかった。もっと安いと思っていたので、現在の額であれば納得できる。

▲ ユニークな人材ということであれば公募制を採用すべきである。名のある団体に入らなければ調停委員になれないようであるが、どこにも所属していない人でも調停委員になれるようにしなければならない。また、ボランティアであるからといって無償である必要はなく、それなりの対価を払うべきである。恵まれた人しか調停委員になれないということでも困る。対価的な金額は出すべきである。調停委員は重い仕事であり、出されている報酬は妥当な額だと思う。

■ 採用条件を出しての公募制は採っていないということで、自薦の人の申込みを断っているということではない。縁故採用等も行っていないということである。

また、調停委員の人材確保に当たっては、信頼、守秘義務の観点から誰でもよいということではないので、紛争解決に有用な専門的知識経験や社会生活の上で豊富な知識経験を有すること、また、人格識見の高さが求められていることを踏まえ、各種団体に推薦を依頼する方法が公募よりも適切な人材を確保するのに優れていると考えている。

次に、報酬については妥当な金額かどうかいろいろ考えがあると思うが、集中して当事者の話を聞くことになるので、調停委員は最上級のストレスを感じていると思う。しかも調停を行っている時間は2、3時間というのが普通で、場合によってはそれ以上の長時間に及ぶこともあるので疲労も大変なものである。

▲ 2、3時間も集中するという事は考えられない。私の場合、執筆等で集中するのは1時間が限界である。そのあたり何とかならないのか。時間を長く掛ければよいということではないと思うので、短時間ずつ何回かに分けるようにしてはどうか。

▲ 集中している時間や緊迫した状態が2、3時間も継続しているわけではない。誤解のないように補足したい。

■ 調停事件を担当しているが、当事者の話などを聞いていると、あっという間に時間が過ぎてしまっている。

▲ 私も消費生活相談員や市民相談員をしているが、相談に来た人の話を聞いているとあっという間に時間が過ぎてしまっている。相談に来た人に調停手続を進め

ると、「調停は何回やるのか。」とか「何日も仕事を休むことができない。」等と言われることが多いので、当事者のためには調停の回数は少ない方がよいのではないかと思う。

- これからは主に「調停委員の執務」等について御意見を伺いたい。
- ▲ 先ほども申し上げたが、DV関係で悩んでいる人が多いので、DV関係の研修を充実してもらいたい。できれば調停委員全員に研修を受けてもらいたい。
- △ 新任調停委員研修だけでなく、様々な調停委員を対象とした研修会においてもDV関係を必要に応じて取り上げて研修を行っている。
- 調停での暴力等は徹底して防止に努めている。暴力のおそれがある場合は、例えば、当事者ごとに階を換えて調停室を設定したり、調停期日をずらしたりもしている。
- △ 暴力の防止に対する配慮を確実にするため、調停申立ての際、申立書とは別に申立書付票というものに、DV関係の記載をしてもらっている。
- ▲ 調停委員が調停の事後に被害に遭うことはないのか。
- 調停の途中で激しいやりとりがあったとしても、調停成立時は、当事者双方とも少なくともやむを得ないという納得があるので、被害に遭うことはない。むしろ礼を言われることの方が多いようである。
- ▲ 現状の調停委員の選定では、不適格と思われるような人は任命されないようになっていられるが、破産をしたことがあるなど、いわゆる地獄を見た人も調停委員としていてもよいのではないかと思う。手続上難しいとは思いますが、何か方法はないのか。幅広く調停委員を求めているかどうか。
- 調停委員には公正さが求められており、その観点からすると一定の欠格事由が定められている。
- △ 調停委員の任命にあたっての欠格事由は、最高裁判所の民事調停委員及び家事調停委員規則に規定されており、禁固以上の刑に処せられた者等7項目が挙げられている。
- ▲ 調停委員を任命するに当たり、地域的な制限があるのか。
- △ 制限などはない。例えば、石巻在住の方が石巻支部では知り合いが多すぎて不都合だとして本庁で調停委員をしている場合もある。
- 夫婦の争いは、その子供に対して少なからず影響を与えていると思うが、専門的な立場からどう見ているか。
- ▲ 親の争いが原因で家庭内が不和となり、少なからず子供に影響が出てきて子供が傷つき、自家中毒症になる例が多いようである。
- ▲ 何期か再任を重ねると得意分野が出てくると思うので、それを活用してはどうかと思う。新任の調停委員にはそのような方と組み合わせるといことにしてはどうか。また、報酬についても、調停委員は褒章等の表彰の対象になるのだから金額にこだわる必要はないのではないか。
- 遺産分割調停事件など難しい事件では、経験を積んだ調停委員2人に新人の調停委員を加えて3人で行うことなどは実際に行っている。
- ▲ 昭和36年から調停委員になられたということであるが、調停委員について、

どういう思いを持っておられるか。

- ▲ 数年前に調停委員を退任したが、これまで街で当事者からお礼を言われたことが何度かあった。大学の関係者でもないのだから思い当たらないでいると、調停の成立から、かなりの年数を経ていた調停の当事者で、世話になったということであった。また、調停の席上で当事者の代理人からの異論に、裁判官がきちんと対応して下さったことを覚えている。さらに、人生経験に富み、包み込むような暖かい心情にみちあふれた先輩の調停委員の方々には、いろいろお世話になり勉強もさせていただいた。現在の心境としては、まだまだ人間としての修練が十分でなかったと思っている。
- ▲ 調停委員と相性が悪いという相談を受けることがある。中には調停委員を代えてくれと調停委員に言ったところ、「調停委員を代えたらあなたが不利になる。」と言われたという例もあった。当事者と調停委員との相性が悪い場合は、代えられるということを当事者及び調停委員に周知してほしい。
- 「不利になる。」という発言が、どういう場面でどういう趣旨で言われたのか不明であるが、情報があれば担当している書記官に伝えていただきたい。仮にクレームがあった際は個別に対応することになる。
- これで「家事調停」についての協議を終了する。

5 次回テーマの選定、次回期日について

- 次回の委員会のテーマについて、本日協議できなかった「人事訴訟における参与員の活用について」を協議することとしたいが、意見はないか。
- ▲ （意見なし）
- それでは、次回テーマは「人事訴訟における参与員の活用について」とする。
- 次回期日については、来年6月ころとして、その日程は後日事務局の方から連絡することでよいか。
- ▲ 賛成

以上